

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：京都府
 農業委員会名：南丹市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	2,500	218				2,718
経営耕地面積	1,693	97	77	20		1,790
遊休農地面積		6				6
農地台帳面積	2,549	289	289			2,838

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,804
自給的農家数	921
販売農家数	1,883
主業農家数	125
準主業農家数	334
副業的農家数	1,424

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6,421
女性	3,244
40代以下	1,667

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	80
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	34
農業参入法人	
集落営農経営	33
特定農業団体	
集落営農組織	33

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 R 3年 6月 30日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	18
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	1
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	29	29	19

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,718 ha	456.6 ha	16.8 %
課 題	農業従事者の高齢化や集落営農組織の弱体化等から遊休農地が増加し、地域の担い手不足や米価の下落、有害鳥獣被害から耕作意欲が減退し、利用集積化が図りにくい状況である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
460.6 ha	506 ha	31.4 ha	109.8 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	8月 CATVなどを活用し、農地利用集積計画による利用権設定制度の周知 9月 利用権設定の終期到来者に対し再設定の手続き案内の送付 9月～11月 農業委員、農地利用最適化推進委員による新規利用権設定者の掘り起こし及び担い手へのあっせん活動
活動実績	9月 利用権設定の終期到来者に再設定の手続き案内の送付 9月～11月 農業委員、農地利用最適化推進委員による新規設定者の掘り起こし及び担い手へのあっせん活動

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	今後は圃場の状況や地域農業の担い手の状況等を考慮し、目標値を設定する必要がある。
活動に対する評価	今後も地域ごとの担い手の育成とともに、担い手の利用集積計画の情報収集と農地の貸し手の把握に努め、利用権の更新及び新規設定の開拓をしていく必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	10 経営体	9 経営体	9 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	3.2 ha	2.4 ha	3.7 ha
課題	農業者の高齢化や米価の下落などから不耕作地が増加しており、担い手の育成・確保を図るなど、農業・農村の活性化が急務となっている。そのため、認定農業者制度や集落営農の法人化の意義、メリットについて啓発に努め、新規参入者を確保する必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
10 経営体	22 経営体	220 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
3.0 ha	5.8 ha	193.3 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	南丹市ケーブルテレビや農業委員会だよりなどを活用し、制度の周知や普及に努めるとともに、新規参入者の掘り起こし活動を行う。
活動実績	南丹市ケーブルテレビや農業委員会だよりなどを活用して農業委員会活動の啓発を行うとともに農業委員、農地利用最適化推進委員等から情報を収集し、新規参入者に啓発活動を実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	今後は地域事情を考慮した目標数値の検討が必要。
活動に対する評価	今後も広報媒体を活用し、新規参入者に対する啓発活動の積極的な実施が必要。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,724 ha	6 ha	0.22 %
課 題	農業従事者の高齢化、地域農業を支える担い手不足、集落営農組織の弱体化、米価の下落等により遊休農地予備軍が増加傾向にあるため、農地利用状況調査を通じた農地の現況把握と遊休農地所有者に対する意向調査の実施とともに利用権設定の働きかけや的確な指導が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
1 ha	1.4 ha	140 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)		調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
		47人	7月	8月～9月			
	農地の利用状況調査	調査方法	[期間] (7月下旬)荒廃農地の発生・解消状況調査の実施 [体制] 班編成により、農業委員、農地利用最適化推進委員と随行員1名による調査 [調査] 調査区域は、2名又は3名の農業委員、農地利用最適化推進委員の担当区域とし、農業振興地域整備計画の農用地区域内農地及び周辺優良農地を調査 [検討] 調査後は農地の現況、所有者の農地利活用の意向、対象地の地域事情などを踏まえて地域別検討会を開催し、情報共有を図り、解消に向けた委員活動や是正に向けた指導通知を行なう。				
	農地の利用意向調査	調査実施時期	10月				
	その他の活動						
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)		調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
		55人		7月		8月～9月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	10月	調査結果取りまとめ時期		10月～11月	
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号		第33条	
		調査数: 41筆	調査数: -筆	調査数: -筆	調査面積: -ha	調査面積: -ha	
	その他の活動						

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	詳細な調査を実施し新規遊休農地を確認したが、目標達成はできた。また、土地所有者等に対して、農地の利活用の意向を確認し、その結果に基づいて農業委員、農地利用最適化推進委員が解消に向けた相談活動を実施しており、目標は妥当である。
活動に対する評価	農業委員、農地利用最適化推進委員の日常活動や個別指導により遊休農地の解消は進んでいるが、国の「荒廃農地等利活用促進交付金」や「南丹市耕作放棄地解消事業」などを活用し、荒廃農地の解消に向けた具体的な活動が必要である。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,718 ha	0 ha
課 題	農業委員会だより、CATVなどを活用し、農地法遵守に対する農家の意識向上を図る必要がある。また、市域の農地は中山間地域に多くあり、農業委員、最適化推進委員、地元農業者の目も行き届きにくく、違反転用の早期発見が難しいため、行政組織と一体となった監視体制が必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業委員や農地利用最適化推進委員による担当地域の農地の動向把握や農地パトロールの実施により、早期の発見を目指す。また、農業委員会だより、お知らせ、CATV等で農家に対する農地法の周知を強化し、法令順守意識の向上を図る。
活動実績	7月 「お知らせなんたん」を活用し、農地法に基づく申請及び農地パトロール実施の周知 7月 延べ5日間18班体制による前年度許可案件を中心とした農地パトロールの実施
活動に対する評価	利用状況調査による細部に渡る農地パトロールと農業委員、農地利用最適化推進委員による日々の農地の状況把握を引き続き実施する必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 86 件、うち許可 86 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請前に地区担当委員が現地確認等を行い、申請後に事務局が申請書類の審査・要件等の確認をするとともに、農業委員2名と事務局で現地確認を実施する。					
	是正措置						
総会等での審議	実施状況	農業委員会総会において、事務局から申請内容や関係法令・審査基準の要件確認の説明後、地区担当委員から申請経緯や地域営農への参画等の説明を受け審議する。新規就農者・営農者には会議へ出席要請を行い、営農計画等を聴取し審査する。					
	是正措置						
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		86 件			
	是正措置	不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0 件			
審議結果等の公表	実施状況	事務局に会議録を備え置き、公表している。					
	是正措置						
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	22 日		
	是正措置	申請書提出期間、申請締切日の周知徹底を図る。					

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 16 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請前に地区担当委員が現地確認等を行い、申請後に事務局が申請書類の審査・要件等の確認をするとともに、農業委員2名と事務局で現地確認を実施する。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	事務局から申請内容や関係法令・許可基準等の要件確認の説明後、地区担当委員から申請経緯や周辺農地への影響等について説明を受け審議する。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	事務局に会議録を備え置き、公表している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 35 日～42 日	処理期間(平均)	37 日
	是正措置	申請書提出期間、申請締切日の周知徹底を図る。			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	21 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	20 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	1 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃借件数	39 件 公表時期 令和 3年 3月
		情報の提供方法:	市ホームページ及び農業委員会だよりで公表する。
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	86 件 取りまとめ時期 令和 3年 3月
		情報の提供方法:	市ホームページで公表する。
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	2,826 ha
		データ更新:	相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定、相続・贈与税の納税猶予申請、農地の利用状況調査結果及び指導等その他補足調査を踏まえ、毎月更新。
		公表:	公表済
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 ■農業者と農業委員会との意見交換会での要望・意見 ◎鳥獣害対策を中心とした意見交換会の実施
	〈対処内容〉 ・農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の意見項目として、関係行政機関に提出。

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

農業委員会事務局に備え付け

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 7 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先 南丹市役所
	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響による支援策について(1件)・6次産業化の推進について(1件)・有害鳥獣対策について(3件)・スマート農業の推進について(1件)・地域振興の核となる農業について(1件)

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--